

令和7年度 堺市障害者自立支援協議会

第3回 地域生活支援部会

開催日時：令和7年12月22日（月）9:30～11:30

場 所：堺市役所 地下会議室 A

次 第

1 第2回の議論の振り返りと課題について

資料1

2 障害福祉サービス未利用者（療育手帳所持者）の緊急時における整理

3 千葉市の地域生活支援拠点等事業の取組について ～オンライン視察の報告～

資料2

4 その他

第4回 地域生活支援部会 令和 年 月 日（ ）： ～

議論の振り返りと方向性 について

令和7年 1 2月 2 2日

令和7年度 第3回 地域生活支援部会

第2回地域生活支援部会でのご意見

機能別	ご意見
相談	・3割強のセルフプランの方やサービス未利用者等の事前把握できていない人への対応は課題であるため、基幹の動きに注目していく必要がある ・支援には繋がっているが、緊急時には特別な支援が必要な強度行動障害や医療的ケアのある方の支援も注目していきたい ・基幹は、サービス利用のない方の相談にも応じており、緊急時は入院対応後に環境調整を図ることもある ・機能強化体制加算を取れる体制を検討するなど、24H体制の事業所を多く作っていくことは必要ではないか ・拠点コーディネーターと基幹との役割整理ができるかが重要 ・基幹の新規相談件数が多い中、計画相談支援事業所につながるケースが多くなれば、新しい業務についても検討できると思う
体験の機会・場	・バリアフリーに対応するグループホームが少ないため、希望とは異なる高齢者施設の利用となる場合がある。体験の場も、バリアフリーであると利用の幅が広がる ・グループホームの体験利用を行う場合、受給者証発行までに時間がかかり、サービス利用意欲がなくなるようなことがある ・日中支援型グループホームのニーズはあるが、実施している事業所が少ない

第2回地域生活支援部会でのご意見

機能別	ご意見
緊急時の 受け入れ・対応	・各区の指定相談事業所連絡会で「地域生活支援拠点等」「緊急時かけつけ等事業」についての周知があったことで、計画相談事業所が自分達にも関りがある事と感ずるようになった ・拠点等の短期入所事業所間の協力体制、相談支援専門員の予防的対応が定着してきており、緊急対応で慌てることが減っている ・短期入所の利用体験が大切なのは理解しているが、環境の変化がないと利用しない人も多く、住み慣れた自宅に対応可能なかかけつけヘルパーのような仕組みがあれば良いと思う ・拠点等の短期入所事業所の受入れ課題は、ハード面や人員体制、専門性揃わないと対応できない対象者がいることである ・医療的ケアのある方は、短期入所の利用が難しく、病院を利用して緊急にならないようにしている
専門的人材の 確保・養成	・専門的な対応が必要な医療的ケア児コーディネーター研修などもあり、底上げは行われている印象がある

地域生活支援部会の方向性とスケジュール

課題を踏まえた部会の方向性

- 計画相談支援事業所は増加しているが、障害者数や障害福祉サービスの利用者が増加する中で、堺市の計画相談支援の利用率は7割弱に留まっているため、3割強のセルフプランや障害福祉サービス未利用者の緊急時の対応が課題として挙げられた。また、計画相談支援事業所に対する予防的視点の周知活動の強化や、地域生活支援拠点等の機能を充実させるために効果的な支援の連携体制を構築する拠点コーディネーターの配置及び役割整理等の検討についても課題として挙げられた。
- 挙げられた課題の中から、①障害福祉サービス未利用者の緊急時対応における整理のために、障害者更生相談所と地域福祉課の療育手帳手続、判定業務の現状②拠点コーディネーターの役割等の整理のために、他市への視察による情報を共有する
- 事前に把握していない障害者の情報収集の仕組みや、堺市での拠点コーディネーターの配置及びあり方等の協議を進め、さらに地域生活支援拠点等の体制整備の充実に向けて検討する。

	R7年度 第1回(6/26)	R7年度 第2回(9/30)	R7年度 第3回(12/22)	R7年度 第4回(R8年3月頃)	令和8年度以降
(予定含む) 協議内容	・部会設置の経過 ・整備状況の共有 ・現状の共有と課題の抽出	・堺市の現状を踏まえた拠点等の役割整理	・課題に対する今後の方向性の検討 (協議に適した関係者の出席)	・課題についての枠組みの検討	・具体的な枠組みの検討 (第1回までに意思決定)  提言
	第1回 市協議会		第2回 市協議会		

千葉市オンライン視察の報告 ～拠点コーディネーターについて～

令和 7 年 1 2 月 2 2 日
令和 7 年度 第 3 回 地域生活支援部会

千葉市オンライン視察

日時	令和7年12月9日（火） 10：00～12：00
形式	オンライン（Zoom）
対応者	・千葉市障害福祉サービス課 担当者2名 ・千葉市障害者基幹相談支援センター 拠点コーディネーター2名
出席者	・部会長、副部会長、障害者基幹相談支援センター、事務局(障害支援課・障害施策推進課) 計3名、総合相談情報センター（事務局補助）
目的	先進的な取組を実施している他市の事例を通して、実際の有効性や運用方法を学ぶことで、堺市の状況に応じた内容を取り入れ、より効果的で持続可能な取組を推進していくこと

千葉市の拠点コーディネーターの役割

内容

- ・相談支援事業所等との連携により地域の相談支援体制を構築し、緊急時の支援が見込めない世帯の把握と緊急時等のコーディネートや相談の支援
- ・短期入所事業所や通所事業所等と連携体制を構築し、常時の緊急受け入れ態勢等の確保と緊急時の受け入れの調整や医療機関への連絡等の対応
- ・地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援に係る調整
- ・**障害者の専門的人材を確保するための研修の開催**や拠点関係機関との連携の場の開催

※ 堺市の基幹が担っている役割（黒字はすべて、下線は一部）



一機関では区内の全ての業務を実施することは難しく、定期的な拠点コーディネーター会議を行い、協働で実施

千葉市の拠点コーディネーターの取組

内容

■ 就業者に向けた取組

・就業している方やその家族を対象に、障害福祉サービスに関する勉強会を実施。実際に障害福祉サービスを利用し、生活している方の話を紹介

■ 予防的な取組

- ・計画相談員に対し、長期的な計画と日頃からの準備の協力を依頼
- ・グループホーム等体験促進キャンペーンを実施
- ・いざというときに拠点コーディネーターが活用するメーリングリスト登録を促進

■ 勉強会開催

・拠点登録を検討している事業所向けに拠点の基本的な説明や医療観察法について、緊急の方を受け入れている事業所の紹介等の勉強会を開催



緊急を緊急にしないための予防的取組

千葉市の拠点コーディネーターの緊急時の連絡・連携体制

■ 緊急の場合は開所時間外（夜間）も電話対応

・業務時間（午前 9 時から午後 5 時まで）外においても、緊急時に連絡をとれるよう緊急体制を整えており、各区障害者基幹相談支援センターの相談員が輪番体制で電話対応を行っている。

■ 行政緊急預かり又は虐待の場合も対応

・緊急で保護が必要な場合についても、業務時間内外問わず対応している。

■ 拠点メーリングリストの活用

・緊急時はメーリングリストに登録している障害福祉サービス事業所に連絡し、対応できる事業所を探すなどの対応を行っている。